

高知県インボイス対応 I T 導入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号）第 24 条の規定に基づき、高知県インボイス対応 I T 導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、高知県中小企業団体中央会をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、別表第 1 に定める中小企業等及び小規模事業者である者をいう。
- (3) 「I T 導入補助金」とは、サービス等生産性向上 I T 導入支援事業事務局が実施する令和 3 年度補正サービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金のデジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）をいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第 3 条 県は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー価格や物価の高騰など厳しい経営環境の中、I T 導入による業務効率化に取り組む中小企業者の経営基盤の強化を図るとともに、インボイス制度への対応を加速させることを目的に、中小企業者の I T 導入を支援するために補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業の対象は、I T 導入補助金を活用して中小企業者が行うインボイス制度に対応した I T 導入に係る費用を補助する事業とし、補助事業者が中小企業者に間接補助金を交付することにより実施する。

(補助事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第 4 条 補助事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第 2 に定めるところとする。

- 2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係

る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

第 6 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、間接補助事業を行う中小企業者（以下「間接補助事業者」という。）が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助事業者に対する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第 7 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（2）補助事業の執行に際しては、原則として県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（3）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（4）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。

（5）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。

（6）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第 2 号様式による知事の承認を受けなければならないこと。

ないこと。

- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。
- (9) 補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる事項を条件として付さなければならないこと及び間接補助事業者からの交付の申請に当たっては、別記第3号様式による誓約書兼同意書を添付させなければならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助事業の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。また、必要に応じて知事と事前に変更内容について協議すること。
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による中止(廃止)申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(繰越承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、別記第6号様式による繰越承認申請書を令和5年3月22日までに知事に提出し、その承認を受けな

なければならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第8号様式による年度終了実績報告書を令和5年3月22日までに知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項又は第2項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を速やかに別記第9号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 知事は前条第1項又は第2項の規定により実績報告書を受領したときは、実績報告書の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金額の確定を行い、補助金の交付の決定額と確定額とが相違する場合は、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 知事は、前条第1項の規定により補助金額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、

別記第 10 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、第 9 条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別表第 3 に掲げるいずれかに該当した場合

2 知事は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(債権譲渡の禁止)

第 16 条 補助事業者は、第 6 条第 1 項の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 3 項、第 7 条第 4 号から第 7 号まで、第 10 条、第 12 条第 4 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条並びに第 17 条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 4 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（中小企業等の定義）

業種分類	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業 （ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

(小規模事業者の定義)

業種分類	定義
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数が5人以下の会社
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が20人以下の会社
製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下の会社

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

別表第2（第4条関係）

補助事業の区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
間接補助事業者が行うIT導入補助金を活用して実施する事業	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（※1）、ハードウェア購入費及び導入関連費	補助対象経費（※2）の3分の2以内	1事業者当たり25万円
間接補助事業者に対する間接補助金交付に必要な事務	人件費、旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに委託料	定額	

※1 月額、年額等で利用額が定められているものについては、契約日から起算して最大2年間の費用を補助対象とする。ただし、補助対象期間内に支払を完了しているものに限る。

※2 IT導入補助金の交付決定額を除く。

別表第3（第6条、第7条、第15条関係）

○高知県暴力団排除条例関係

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。